令和９年度 認定こども園きたひやま
入 園 児 募 集 の ご 案 内

令和９年４月から、せたな町立認定こども園きたひやまへ入園される園児を募集しますので、入園を希望される保護者の方は、次のとおり申込締切日までにお申し込みください。

１ 入園資格等

①教育認定児（就学前の満３歳以上のお子さんで、主に教育を希望する場合）
【令和３年４月２日から令和６年４月１日の間に出生した方】

●午前８時３０分から午後１時３０分まで（５時間保育）

②保育認定児（０歳(６ヶ月以上)から満５歳までのお子さんで、保育を必要とする事由に該当する場合）
【令和３年４月２日から令和８年９月３０日の間に出生した方】

●保育を必要とする事由により、「保育標準時間（１日１１時間利用)」（※１）と「保育短時間（１日８時間保育利用)」（※２）の２種類に認定区分されます。
（※１）午前７時３０分から午後６時３０分までの間で保育を必要とする時間
（※２）午前８時３０分から午後４時３０分までの間で保育を必要とする時間(実保育８時間の範囲で変更可)

●定員を上回り選考が必要となった場合は、居住地および勤務地を考慮します。特別な事情がある場合は、事前に園長にご相談ください。

２ 提出書類

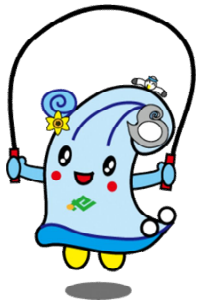
・入園申込書　　**・就労証明書（※教育利用の場合は不要）**
・支給認定申請書　　**・その他必要書類**

■申込書等配置　認定こども園きたひやま／町公式ＨＰからダウンロード可
■提出先　認定こども園きたひやま
■留意事項

① 保育認定の対象となる児童については、裏面をご覧ください。
② 世帯から２人以上の入園を申し込む場合は、それぞれの児童ごとに１枚の用紙を用いてください。
③ 町外の保育所等を利用する「広域入所」の申込については、役場健康推進課へ書類を提出してください。
④ お子様が保健師やきらきらクラブ等の指導を受けている方、集団生活になじめるか不安や心配がある方は、事前に園長にご相談ください。

３ 申込締切　令和８年１２月４日（金）まで〔期限厳守〕

＊入園を決定した際には、後日保護者へ通知いたします。

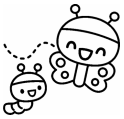


【お問い合わせ先】

〇認定こども園きたひやま　　電話０１３７－８４－５２５５
〇役場　健康推進課　　電話０１３７－８４－５１１５



保育を必要とする事由



（夫婦世帯の場合は保護者いずれもが事由に該当する必要があります）

No.	事由	保育必要量		提出書類
1	就労	月 48 時間以上 120 時間未満	短時間	就労証明書
		月 120 時間以上	標準	
2	妊娠（産前・産後）		標準	母子手帳の写し
3	疾病、負傷、障がい	町長が適当と認める認定	短時間又は標準	医師の診断書又は民生委員の証明書
4	同居親族の介護又は看護	町長が適当と認める認定	短時間又は標準	医師の診断書又は民生委員の証明書
5	災害の復旧		標準	民生委員の証明書
6	求職活動（起業準備含む）		短時間	求職活動申立書
		町長が特に必要と認めた場合	標準	
7	教育施設在学	月 48 時間以上 120 時間未満	短時間	在学証明書等
		月 120 時間以上	標準	
8	職業訓練	月 48 時間以上 120 時間未満	短時間	就学予定申立書（職業訓練等）
		月 120 時間以上	標準	
9	児童虐待		標準	保育を必要としている事由申立書
１０	配偶者からの暴力		標準	
１１	育児休業に係る子ども以外の継続利用		短時間	就労証明書出生証明書
		町長が特に必要と認めた場合	標準	
１２	このほか、類するもので町長が認める事由	町長が適当と認める認定	短時間または標準	

☆時間外保育、一時預かり保育、こども誰でも通園制度のご利用については別途申込みと、利用料がかかります。
詳細は認定こども園きたひやまへお尋ねください。

こども園では次の子育て支援事業も行っています。

☆ 誰でも通園制度 ☆

保護者が働いていなくても生後6カ月から、満３歳未満の保育所等に通っていないお子さんが利用できる国の制度。
※上のお子さんが保育所等に通園している場合でも下のお子さんは利用可能です。

☆ 一時預かり保育 ☆

急な仕事や病気など一時的に保育を必要とする場合、ご利用になれます。
※教育認定児と在園していない幼児が利用できます。

☆ 時間外保育 ☆

朝７時３０分から早朝保育、夕方6時30分まで時間外保育を行います。
※保育短時間認定児が利用できます。